

○西南学院役員報酬、評議員日当に関する規程

2012（平成24）年1月20日
制定

（趣旨）

第1条 この規程は、学校法人西南学院（以下「学院」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）に対する報酬及び評議員に対する日当等について定めるものとする。

（理事長及び常任理事に対する報酬）

第2条 理事長及び常任理事に対しては、次に掲げる報酬を支給する。

(1) 基本報酬

ア 基本給

イ 市内交通費

(2) 特別報酬

ア 理事長月額報酬

イ 期末特別報酬

ウ 特定業務報酬

2 報酬の額は、別表第1による。

3 報酬は、教職員の給与支給日（以下「給与支給日」という。）に支給する。

（役員に対する報酬）

第3条の1 役員に対しては、報酬を支給する。

2 役員の報酬の額は、別表第2の1による。

3 報酬は、別表第2の1に定める年額を12月で除した額を月額とし、毎月の給与支給日に支給する。

4 報酬の支給は、任期を開始する日の属する月から開始し、任期を満了する日の属する月をもって終了する。

（評議員に対する日当）

第3条の2 評議員に対しては、日当を支給する。

2 評議員の日当の額は、別表第2の2による。

3 日当は、業務を遂行した日の翌月の給与支給日に支給する。

（役員及び評議員に対する慰労金）

第4条 役員及び評議員が所定の任期を満了したときは、慰労金を支給する。ただし、学院内の役職上選任される役員及び評議員については、当該役職の任期満了時とする。

2 任期の途中で退任する場合は、「任期満了」を「退任」と読み替えるものとする。

3 慰労金算定における在任年数については、6か月単位とし、6か月未満は6か月とみなす。

4 慰労金の額は、別表第3による。

5 慰労金の支給は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学院外の役員及び評議員については、任期満了日に支給する。ただし、学院から非常勤講師給等の給与が支給されている場合は、次号の取扱いに準ずる。

(2) 学院内の役員及び評議員については、任期満了日以後の給与支給日に支給する。ただし、当該慰労金が退職所得に該当する場合は、退職日に支給する。

6 長期間にわたり役員及び評議員を勤めた者に対しては、所定の慰労金のほかに特別慰労金を支給することができる。この場合において、支給額は常任理事会が決定する。

（所管部署）

第5条 この規程に関する事務は、総務部人事課の所管とする。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014（平成26）年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017（平成29）年5月25日から施行し、2017（平成29）年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

【理事長及び常任理事に対する報酬の額】

項目	摘要	学院外（非常勤）		学院内
		本務者	兼務者	
基本報酬	基本給月額	398,200円 (大学教員本俸月額表 5級1号俸)	199,100円 (大学教員本俸月額表 5級1号俸の1/2)	147,000円
	市内交通費月額	10,000円（全額課税）		
特別報酬	理事長月額報酬	50,000円		
	期末特別報酬	基本給×専任教職員の期末・勤勉手当支給率		
	特定業務報酬		①理事業務出張 (1日) 7,000円 ②その他常任理事会が 委嘱した業務。報酬 額は、理事長と院長 が協議、決定	

備考

- 1 交通費及び宿泊料は、西南学院旅費規程（昭和29年8月1日）に基づき支給する。
- 2 移動日の報酬は、支給しない。

別表第2の1（第3条の1関係）

【役員に対する報酬の額】

	理事	常任監事	監事
年間	120,000円	960,000円	600,000円

備考

- 1 交通費及び宿泊料は、西南学院旅費規程に基づき支給する。
- 2 交通費及び宿泊料は、支給事由が生じた日の属する月の翌月の給与支給日に支給する。
- 3 市内交通費は、報酬の額に含むものとする。

別表第2の2（第3条の2関係）

【評議員に対する日当の額】

	評議員（学院外）	評議員（学院内）
会議出席	10,000円	4,500円
複数の会議出席	17,000円	7,000円
業務出張	10,000円	西南学院旅費規程に基づく

備考

- 1 交通費及び宿泊料は、西南学院旅費規程に基づき支給する。
- 2 市内交通費は、日当の額に含むものとする。
- 3 移動日の日当は、支給しない。
- 4 評議員会の議長に対しては、会議出席の額を加算する。

別表第3（第4条関係）

【役員及び評議員に対する慰労金】

区分	摘要	学院外	学院内
理事長及び常任理事		基本給月額×在任年数	
理事		100,000円×在任年数	45,000円×在任年数
監事		100,000円×在任年数	
評議員		70,000円×在任年数	30,000円×在任年数